

## 保 険 ・ 年 金

### <国民健康保険>

日本では、病気やけがをした場合に、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、原則としてすべての方が何らかの医療保険制度に加入することになっていきます(国民皆保険制度)。

国民健康保険は、他の医療保険(会社などの健康保険)に加入していない方を被保険者とする、国民皆保険制度の基礎となっています。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被保険者数 (加入率)	磯子区	33,227 人 (20.0%)	32,171 人 (19.2%)	31,952 人 (19.1%)	30,886 人 (18.5%)	29,282 人 (17.5%)
	横浜市	707,634 人 (18.9%)	684,097 人 (18.2%)	674,944 人 (18.0%)	654,822 人 (17.4%)	620,887 人 (16.5%)
保険料 収納率	磯子区	91.2%	92.2%	93.5%	94.4%	94.8%
	横浜市	89.3%	90.1%	91.8%	92.8%	93.5%

### <後期高齢者医療制度>

高齢者の皆さんが、将来も安心して医療を受けることができるよう、平成20年度から始まった制度です。75歳になるとすべての方が、今まで加入していた国民健康保険や他の医療保険(会社などの健康保険)から後期高齢者医療保険に移行することになります。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被保険者数	磯子区	22,987 人	23,440 人	23,640 人	24,205 人	25,257 人
	横浜市	449,278 人	460,973 人	465,927 人	477,749 人	500,177 人

### <国民年金>

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければならない年金制度です。国民年金では、老後の生活を支える「老齢基礎年金」、事故や病気で障害が残ったときには「障害基礎年金」、家計を支えていた方が亡くなったときには「遺族基礎年金」などの給付を受けることができます。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 号及 び任意加入 被保険者数 ※	磯子区	18,288 人	18,244 人	18,546 人	18,438 人	18,190 人
	横浜市	429,979 人	431,160 人	436,230 人	434,010 人	426,398 人
受給者数	磯子区	45,355 人	45,391 人	45,829 人	46,006 人	46,039 人
	横浜市	902,143 人	912,490 人	920,642 人	928,695 人	931,836 人

※第1号被保険者…自営業・学生の方等

任意加入被保険者…60歳以上65歳未満の方(年金額を満額に近づけたい方や年金の受給資格期間を満たしていない方)等

[磯子区保険年金課]